

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 群馬県太田市大原町78番地1

氏 名 株式会社群桐産業
代表取締役 濱屋博

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀 雅 雄



許可の年月日
許可の有効年月日

平成27年 4 月 28 日
平成32年 4 月 25 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

①廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

②感染性産業廃棄物③廃PCB等（微量PCB又は低濃度PCBに限る。）④PCB汚染物（微量PCB又は低濃度PCBに汚染されたものに限る。）

以上4種類

※微量PCB及び低濃度PCBの詳細については裏面記載のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成22年 4 月 26 日

変更届出年月日 平成25年 9 月 5 日（代表者の変更）

変更許可年月日 平成26年 3 月 20 日（廃PCB等及びPCB汚染物の追加）

更新許可年月日 平成27年 4 月 28 日（有効期間 平成27年4月26日～平成32年4月25日）

変更届出年月日 平成29年 4 月 28 日（法人所在地の変更）

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

朱印なきものは無効

微量PCB及び低濃度PCBの詳細

①廃PCB等

- (1) 電気機器又はOFケーブル（PCBを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のPCBによって汚染されたもの（以下「微量PCB汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
- (2) PCBの濃度が廃PCB等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの

②PCB汚染物

- (1) 微量PCB汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
- (2) 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだPCBの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
- (3) 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているPCBの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの

以下余白

朱印なきものは無効